

大阪広域環境施設組合における通信ネットワークシステム等の
運用等に関する規程

令和8年3月31日達第1号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 推進体制(第3条—第5条)

第3章 通信ネットワークシステムの整備及び運用(第6条—第9条)

第4章 情報システムの企画、整備及び運用(第10条—第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪広域環境施設組合の行政事務における通信ネットワークシステムの整備及び運用並びに情報システムの企画、整備及び運用における安全性、信頼性及び適正性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通信ネットワークシステム 電子計算機を相互に接続するための通信網並びにこれを構成するハードウェア及びソフトウェア一式をいう。
- (2) 情報システム 通信ネットワークシステムを介し、電子計算機、電気通信回線等により情報処理の業務を一体的に行う仕組みをいう。
- (3) IT 通信ネットワークや電子計算機を介して情報の収集、処理、保存、伝達を行うための技術をいう。

第2章 推進体制

(統括情報システム責任者等の設置)

第3条 大阪広域環境施設組合に統括情報システム責任者を置き、事務局長を

もって充てる。

2 大阪広域環境施設組合に副情報システム責任者を置き、総務部長及び施設部長をもって充てる。

3 統括情報システム責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) I Tの適正な利用の推進に係る総合調整に関すること
- (2) 通信ネットワークシステムの整備及び運用に関すること
- (3) 情報システムの企画、整備及び運用に係る技術的指導及び支援に関すること
- (4) 通信ネットワークシステムの整備及び運用並びに情報システムの企画、整備及び運用に係る経費の縮減に関すること
- (5) その他情報通信の技術の適正な利用の推進に関して必要な事務

4 副情報システム責任者は、それぞれの所管事務に係る前項の事務に関し、統括情報システム責任者を補佐する。

(推進体制)

第4条 各課・工場の所管事務における通信ネットワークシステムの整備及び運用のため、I T管理者を置き、総務課長をもって充てる。

2 I T管理者を補佐する職員として、I T主任を置き、大阪広域環境施設組合事務分掌規則（平成26年規則第4号）第5条総務部総務課の項第11号を担当する係長をもって充てる。

3 各課・工場の所管事務における情報システムの企画、整備及び運用のため、課情報システム責任者を置き、各課・工場の所属長をもって充てる。

第5条 I T管理者は、統括情報システム責任者の命を受けて、通信ネットワークシステムの整備及び運用に関する事務を行う。

2 課情報システム責任者は、統括情報システム責任者の命を受けて、所管事務における情報システムの企画、整備及び運用に関する事務を行う。

3 I T管理者は、統括情報システム責任者の命を受けて、課情報システム責任者が行う情報システムの企画、整備及び運用のために必要な指導、助言又

は調整を行う。

第3章 通信ネットワークシステムの整備及び運用

(調達に係る承認等)

第6条 IT管理者は、通信ネットワークシステムの整備又は変更にかかる調達をしようとするときは、あらかじめ、仕様、調達見込額、調達方法その他の事項について、統括情報システム責任者に協議し、その承認を受けなければならない。

2 IT管理者は、前項の規定により承認を受けた事項について変更しようとするときは、あらかじめ統括情報システム責任者の承認を受けなければならない。

3 IT管理者は、前2項の規定による承認を受けた場合において、当該承認に係る調達をしたときは、その結果を統括情報システム責任者に報告しなければならない。

(通信ネットワークシステムに係る安全対策の規定)

第7条 通信ネットワークシステム及び通信ネットワークシステムにより伝達される情報の安全対策については別途定める。

(運用中の通信ネットワークシステムに係る問題点の報告)

第8条 IT管理者は、運用中の通信ネットワークシステムについて定期的な問題点を整理し、その内容を統括情報システム責任者に報告しなければならない。

(統括情報システム責任者による指導等)

第9条 統括情報システム責任者は、通信ネットワークシステムの整備、運用又は変更について、調達に係る経費の節減、通信ネットワークシステムの安全性及び効率性の向上の観点から、IT管理者に対し必要な指導、助言又は調整を行う。

第4章 情報システムの企画、整備及び運用

(調達に係る承認等)

第10条 課情報システム責任者は、情報システムの企画、整備、運用又は変更に係る調達をしようとするときは、あらかじめ、仕様、調達見込額、調達方法その他の事項について、統括情報システム責任者に協議し、その承認を受けなければならない。

2 課情報システム責任者は、前項の規定により承認を受けた事項について変更しようとするときは、あらかじめ統括情報システム責任者の承認を受けなければならない。

3 課情報システム責任者は、前2項の規定による承認を受けた場合において、当該承認に係る調達をしたときは、その結果を統括情報システム責任者に報告しなければならない。

(情報システムにかかる安全対策)

第11条 情報システム及び情報システムにより処理される情報の安全対策については、別途定める。

(運用中の情報システムに係る問題点の報告)

第12条 課情報システム責任者は、運用中の情報システムについて定期的な問題点を整理し、その内容を統括情報システム責任者に報告しなければならない。

(統括情報システム責任者による指導等)

第13条 統括情報システム責任者は、情報システムの企画、整備運用又は変更について、調達に係る経費の節減、情報システムの安全性及び効率性の向上の観点から、課情報システム責任者に対し必要な指導、助言又は調整を行う。

第5章 雑則

(施行の細目)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、統括情報システム責任者が定める。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 行政事務における情報通信の技術の適正な利用の促進に関する規程（平成27年達第2号）は、廃止する。